

大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年大阪市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(手当)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 6月1日又は12月1日在職する会計年度任用職員（その者の任期、職務内容その他の事情を考慮して局長が定める職員を除く。）には、常勤職員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、給与規程第29条第2項第1号の勤務成績による割合は、<u>100分の107.5</u>（給与規程第28条第2項第1号に規定する課長級以上の職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）とする。ただし、給与規程第28条第1項に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31までの期間において、欠勤（局長が定めるものを除く。以下同じ。）のため勤務しなかった職員又は法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。以下「懲戒処分」という。）をうけた職員にあっては、欠勤の日数及び懲戒処分の種類を考慮して局長が定める割合とする。</p>	<p>(手当)</p> <p>第11条 [同左]</p> <p>2 6月1日又は12月1日在職する会計年度任用職員（その者の任期、職務内容その他の事情を考慮して局長が定める職員を除く。）には、常勤職員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、給与規程第29条第2項第1号の勤務成績による割合は、<u>100分の105</u>（給与規程第28条第2項第1号に規定する課長級以上の職員にあっては、<u>100分の125</u>）とする。ただし、給与規程第28条第1項に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31までの期間において、欠勤（局長が定めるものを除く。以下同じ。）のため勤務しなかった職員又は法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。以下「懲戒処分」という。）をうけた職員にあっては、欠勤の日数及び懲戒処分の種類を考慮して局長が定める割合とする。</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和7年12月1日から施行する。

(令和7年11月28日掲示済)